

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）」等に関する意見募集の結果について

平成28年12月15日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、本年11月10日（木）から12月9日（金）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（案）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して2件の御意見が寄せられ、御意見に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおりいたしました。

また、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」を定めましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き、当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。